

旅行条件書

1. 募集型企画旅行契約

- 1.1. この旅行はBEENOS Travel株式会社(以下「当社」といいます)が旅行を企画し実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- 1.2. 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送および宿泊、その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 1.3. 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 旅行の申し込みと予約

- 2.1. 当社又は当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お申込みいただきます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し旅行代金を受領したときに成立するものといたします。
- 2.2. 当社らはインターネット及び電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に旅行代金の支払いをしていただきます。この期間内に旅行代金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- 2.3. 旅行契約は、電話によるお申込の場合、2.2.により旅行代金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、当社らがお客様との旅行契約を承諾し、旅行代金を受領したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、2.2.4.の定めにより契約が成立します。
- 2.4. 当社らは、団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 2.5. 契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- 2.6. 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 2.7. 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. 申し込み条件

- 3.1. 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 3.2. 当社は、3.1の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、お申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- 3.3. 現在健康を損なっている方や妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 3.4. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- 3.5. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- 3.6. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 3.7. 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。

①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- 3.8. 18歳未満の未成年者については、保護者の同意がないとき、15歳未満については、成年者の同行がないとき、当社は、お申込みをお断りします。
- 3.9. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

- 4.1. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- 4.2. 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」）をお客様にお渡します。
- 4.3. 契約書面で、確定された旅行日程又は宿泊機関、運送機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を

交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、申込み時にお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

ウェブサイトに明示した運送機関の運賃・料金（※注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代及び消費税等諸税（但し、ウェブサイトに記載の基準期日現在に公示されているものに限ります）。

7. 旅行代金に含まれないもの

6. のほかは旅行代金に含まれません。一部例は以下になります。

- 7.1. 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- 7.2. 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- 7.3. 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

8. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

- 9.1. 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、ウェブサイトに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 9.2. 9.1.の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- 9.3. 8.の規定に関わらず、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- 9.4. 9.1.の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支

払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。

10. お客様による契約の解除(旅行開始前)

- 10.1. お客様はいつでも、取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「当社ら」)のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。
- 10.2. お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が21.の表の左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

ロ. 9.1.に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ニ. 当社が、お客様に対し4.3.で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

11. お客様による契約の解除(旅行開始後)

- 11.1. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- 11.2. お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

12. 当社による契約の解除(旅行開始前)

- 12.1. お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、14.に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 12.2. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- イ. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ロ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- ハ. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ニ. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、3日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ト. お客様が3.7.のいずれかに該当することが判明したとき。

13. 当社による契約の解除(旅行開始後)

13.1. 当社はつぎに掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

- イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
- ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- ニ. お客様が3.7.のいずれかに該当することが判明したとき。

13.2. 13.1.により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

13.3. 13.1.イ. ハ. により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

13.4. 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

14. 取消料

- 14.1. 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には取消料をいただきます。
- 14.2. 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

- 14.3. お客様のご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

【取消料】

催行日の19日前から8日前まで	20%
7日前から催行日時の前々日まで	30%
前日	40%
当日	50%
開始後のキャンセル又は不参加の場合	100%

15. 旅行代金の払い戻し

- 15.1. 当社は、「9.の規定により旅行代金を減額した場合」又は「10.から14.までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ上に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- 15.2. 本項(1)の規定は、18.(当社の責任)又は19.(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- 16.1. お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 16.2. 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17. 添乗員

当社のサービスでは、添乗員の同行はありません。

18. 当社の責任

- 18.1. 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り
ます。
- 18.2. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として18.1.の責任を負いません。

[1]天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

[2]運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

[3]運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

[4]官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

[5]自由行動中の事故

[6]盗難

[7]運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

- 18.3. 手荷物について生じた18.1.の損害につきましては、18.1.のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は
お1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といた
します。

19. お客様の責任

- 19.1. お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しな
ければなりません。
- 19.2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内
容について理解するように努めなければなりません。
- 19.3. お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異
なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にそ
の旨を申し出なければなりません。

20. 特別補償

- 20.1. 当社は、18.1.に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とし、損害額が3,000円を超えない場合には、損害保証金を支払いません。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。
- 20.2. 当社が、募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- 20.3. お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- 20.4. 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- 20.5. 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションルツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱います。

21. 旅程保証

- 21.1. 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更及びサービスの提供が行われているにもかかわらず、運送機関等の座席その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に18.1.の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更

- (イ)天災地変
- (ロ)戦乱
- (ハ)暴動
- (ニ)官公署の命令
- (ホ)運送機関等の旅行サービス提供の中止
- (ヘ)当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (ト)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

ロ. 10.から13.の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

- 21.2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様おひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

- 21.3. 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

【変更保証金】

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1. ホームページ上又は契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. ホームページ上又は契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. ホームページ上又は契約書面に記載した運輸機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
4. ホームページ上又は契約書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
6. ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
7. 上記 1. ～ 6. に掲げる変更のうち募集ホームページ上又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※1: ホームページ上の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

※2: 5.に掲げる変更については、1.～4.の料率を適用せず、5.の料率を適用します。

※3: 1乗車毎に、1件とします。

※4: 4.に掲げる変更が1乗車の中で複数生じた場合であっても、1乗車につき1変更として取り扱います。

※5: 4.の運送機関の会社名の変更、7.の宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

※6: 4.の運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

※7: 5.の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

22. 通信契約による旅行条件

- 22.1. 当社は、当社が提携するクレジットカード会社等(以下「提携会社」)のカード会員等(以下「会員」)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと及びその他指定のお支払い方法によること(以下「通信契約」)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカード又は支払い方法も受託旅行者により異なります。)
- 22.2. 22.でいう「利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- 22.3. 申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号等)」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- 22.4. 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らが発した時に成立し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 22.5. 当社は提携会社により所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ上に記載する金額の旅行代金」又は「14.に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金の利用日は「契約成立日」(ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前の場合、「14日目にあたる日(休業日にあたる場合は翌営業日)」)とします。
- 22.6. 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)を利用日として払い戻します。
- 22.7. 与信等の理由により会員のお申し出の方法によるお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、14.の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

23. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

24. 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続及びお客様とのご連絡に必要な範囲内で利用させていただくほか、当社プライバシーポリシー記載の目的の範囲内で利用させていただきます。

- 24.1. 当社は、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、これを利用させていただくことがあります。このほか個人情報の取扱いに関する方針、また取扱管理者の氏名などについては[こちら](#)からご確認ください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページに明示した日となります。

26. その他

- 26.1. 当社の提供する旅行サービスに含まれないもの(旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合等)に関する諸費用については、お客様ご自身の負担となります。
- 26.2. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。